

財團 明 治 聖 德 記 念 學 會 紀 要 第 貳 拾 壹 卷
法 人

研 究

震 災 に 由 つ て 出 現 し た 日 本 最 古 の 橋 脚

沼 田 頼 輔

余は五六年前、相模國府は和名鈔に記された如く大住郡にあつて、故吉田博士の説かれた如く和名鈔の誤でもなく、又故村岡良弼氏の説かれた如く高座郡の國分附近でもなく、矢張り大住郡にあつて、而もそれが今の平塚の附近であると云ふことを、保元二年の石清水文書に據つて、これを立證した事があつた。其後、平塚附近にあつた國府が、如何にして陶綾郡に遷つたといふ理由に就いては、多分相模河が西に遷つたので、その水難を避けるためであらうかと云ふ想像説を立てた事があつたが、今回の大震災に由つて、偶然にも昔の相模河に架けた古橋脚が、現在の相模河から十五六町も東に隔つて居る高座

郡茅崎町大字下町屋の西端なる下町屋附近の水田中より發見せられて、愈々相模河の西遷を立證すべき有力なる證據を得たので、多年の懸案であつたこの疑問を解決することができたのは、近來の一大快事であつたのである。

却説、橋脚の出現した場所は、茅崎驛から十町許を隔てた茅崎町大字下町屋であつて、橋脚の方位は東海道の國道と、約卅度の角度をなして西南に向つて居る、橋柱は總計四列であつて、その第一列は男柱一本のみであるが、外に僅に柱頭のみを露出したのが一本ある。第二列は兩側の男柱と、中央の柱と都合三本ある、これは橋の幅を知ることができるので、極めて大切なものである。第三列は、男柱と中柱と二本現はれて居つて、一本は柱頭を少し擡げたのみである。第四列は男柱一本のみである、さうして橋脚の總計は九本である、列と列との間はいづれも十三步宛あるから、假りに一步を二尺とすると、先つ十七間計の橋の長さが残りに居る勘定である。又男柱と中柱との間は、いづれも五步半即一間半強であつて、男柱と男柱との間は十一步即三間半強であるが、これは柱の中心から中心迄の測定であるから、實際の橋の幅は四間半位は慥かあつたものと思はれる。

橋脚の最大なるものは六尺九寸七分に上り、最少のものでも六尺を降るものはないのである、水面に出る居る部分は、最長のもののは三尺九寸七分で、最短のものが二尺六寸ある、尤もこれは水面上から測つたものであるから、これに水深七八寸と土中に埋没した部分を加へると、全長はいづれも四五尺から

七八尺位のものであると思はれる。

右の測定に據つて考へて見ると、この橋脚を用ゐた橋は、相當に大きな橋でなければならぬのである。今參考のため、維新前に於ける、全國名橋中に就いて、その大きさの知られてるものを舉げると、左の通りである。

勢田橋

幅四間

長百八十間

三條橋

幅三間五尺五寸

長五十七間四尺五寸

五條橋

幅四間八寸

長六十四間

宇治橋

幅四間

長五十一間

岡崎橋

幅四間二尺

長百六十五間

淀大橋

幅四間半

長百五十間

濱名橋

幅三間五尺

長九十三間二尺

以上の諸名橋に比べて見ても、この橋は淀大橋と伯仲すべきものである。又これを現行の道路法に照して見ても、今の國道に架けられた橋は、三間若くは四間半位のものであるから、決してこれに比べても遜色はないのである。却説、右の如き雄大なる橋が架つた河は、決してその近傍を流れる小出川でないことは、この橋脚の方向が、この川の方向と殆ど同方向に立つて居るのでも分る。よしこれに架けた

橋とすれば僅々二三間の小川に架けた橋としては、餘りに不釣合である。然らばこの橋は、いづれの河に架けたものであるかと云ふが當面の問題であるが、これは云ふ迄もなく、相模河に架けたものであると見なければならぬのである。ところが、この橋脚の遺跡から、現在の相模河まで約十五六町も隔たつて居るのであるから、一寸考へると、不思議のやうであるが、次に掲げた地圖を一覽すると、易に解決することと思はれる。即ちこの地圖に據ると、茅崎町の西北相模河に近い所に大字平大夫新田といふ所がある。これは元和の頃、松下平大夫といふものが開拓したので、この名があるのである、この平大夫新田から南に向つて、今も昔の河床であつたやうな菹茹の地がある。平日は至つて小さい小川であるが、所々に膨大して沼をなして居る所がある、この小川は今も古相模河と呼ばれてある。さうしてこの古相模河は南に流れて、大字今宿と云ふ所から國道を横ぎり、中島の北に至つて東に折れ、更に屈折して西に向つて大字柳島で相模河に合して居る。さうしてこの古相模が屈折する地點に、丁度橋脚が出現したのであるから、疑もなくこの橋脚は、昔の相模河に架けたものであることが、首肯せられるのである。

抑々相模河が西遷した事は、この橋脚の發見せられた事ばかりでなく、記録上からも、これを證明すべき理由がある、即ち和名鈔に據ると、中島郷は大住郡にあるが、今日に於ては、大住郡にその名が無くつて、高座郡に残つてある。そこで相模風土記とは、中島郷の所在に就いて、左の如き説を掲げて居

る。
中島 郡中ノ郷名ハ却テ唱ヲ注セズ、今隣郡高座ニ中島村アリ、是遺名ナルベシ、其地ハ相模川ヲ隔テ當郡ニ隣リタレバ、川ノ變遷ニ依テ彼郡ニ入シナラン。

又村岡良弼氏の日本地理誌料にも、亦中島につき、次の如く記してある。

中島^略上蓋在相模河内因名、天平七年封戸租帳右大臣藤原朝臣食封、大住^郡仲島^郷五十戸田二百十六町、右大臣謂^{武智麻呂}也、新篇風土記、中島方廢、今高座郡有^{中島村}、是其遺名、蓋河道變遷入^{彼郡}也、村東有^{古相模河}一名筏川、即故道也。按圖^亘中島、今宿、柳島、萩園、田端、濱郷、圓藏數邑、屬^{大庭庄}是其域也。

古二書の説たる、いづれも至極御尤の説である。もし古相模河が、圖に示せる如く、平太夫新田の方面から南流し、中島の北を繞りて、更に西折して海に注くものとする、中島は全然高座郡から切り離されて、大住郡に屬すべきが至當である。何となれば、國郡の境界といふものは、原則として山河自然の形勢に據つて區劃せられるものであるから、今日の如く相模河が西遷しない以前、即ち大住郡と接壤して居る場合に、これを高座郡に屬するものと見ることは、寧ろ異例といふべきである。又中島といふ地名から考へて見ても、全國に於てこの名の生ずる所は、多く大河の河口に形成せられた自然地理學上三角州と稱する地形に與へられた名稱であつて、その一例を擧げると、淀河の河口に形成せられた今の大

阪市の中島、○公園のある所 木曾河の河口に形成せられた尾張の中島郡の如きはこれである、今高座郡の中島が相模河の河口にある所から考へて見ても、和名鈔にある大住郡の中島は、この中島でなければ外に擬すべき所はないのである。或學者は、今日の中島の地域が狭少であるので、昔の一郷を組織するほどの面積がないといふのであるが、これは一を知つて未だその二を知らざるといふべきもので、成程今の中島だけでは一郷を立てる程の面積がないかも知れぬが、これが大住郡に接壤して居つたものとする、今の相模河の流れるその河床も、無論計上するが當然であるから、この河床だけでも優に三四百町の面積は得られるのである、況して天平七年の封文租帳には、大住郡中島郷五十戸田二百十六町としてあるから、決して狭いことはないのである。尙ほ右の中島と同一例と見るべきは、新篇相模風土記に就いて見ると、大住郡の地域に属したものが、今も飛地として河の對岸なる高座郡に残つて居る所が、圖に示した如く二個所もあつて、その一は一宮田端の境にあつて面積五町七段一畝八歩、その一は萩園今宿中島の西境にあり、九町四段八畝十二歩である。此等の飛地は蓋相模河西遷の結果、自然にその本村と中斷されて、他郡に残つたものであつた事と思はれるから、この飛地のあることから考へて見ても、中島と高座郡に残された大住郡の中島郷であるかと思はれる。

尙ほ中島が、その昔大住郡に屬して居つた勞證として見るべきは、今も中島の住民の冠婚葬祭其他地方的に行はれる年中行事はその地續である今宿町屋などよりも、却つて河を隔てた大住郡須馬村と密接

の關係をもつて居ることである。

其他、相模河西遷の旁證と見るべきは、前茅崎町長伊藤里之助氏の談に據るに、今度橋脚の出現した下町屋は、相模河から十五町も隔たつて居るにも拘らず、藩政時代に相模河の渡役を務めたのは、直接その河岸である中島今宿の部落でなくつて、慣例として必ずこの下町屋の人民が務めたさうである、此等の慣例ももと下町屋か相模河の河岸であつた時代から因襲されたものと思はれる。

果して右の如く相模河が下町屋の附近を流れたとすると、今の今宿の如きは、無論相模河の河床に當つて居つたので、今の村落は相模河の西遷の結果できたものと見なければならぬのである。新篇相模風土記を見ると、徳川時代の延享の頃、尙ほこの村に開墾の行はれた事が記されてあるのを見ても、この頃まで荒蕪の地が残つて居つたものと見える。又その名を今宿といふのも、新らしき宿を意味するもので、一説にはもと中島を東海道が通過し、こゝに本宿といふ所があるので、これに對して呼ばれた名稱であると云はれてある、松平家忠日記に據ると、家忠が天正十八年七月十六日小田原から江戸表に向つて旅行するに、柳島を通つた事が記されてある、思ふにこの頃まで、東海道は柳島中島を通つたものと思はれる。

以上述べ來つた所に據りて考へると、相模河の河道は東から西に遷つた事は、最早疑ふべき餘地はないのである、果して然らば、その遷つた跡の河床に遺つてある橋の遺跡は、無論これを相模河に架けら

れた橋と認めねばならぬのである。

然らばこの相模河には、何時の頃橋が架けられて、さうして今回出現した橋脚は、何時代の物であるかといふ問題になるのであるが、余の考へる所に據ると、これは疑もなく建久九年武藏橋樹郡稻毛庄の領主であつた、稻毛三郎重成が架設した橋であることを斷言する。建久九年に相模河に橋の架けられた事は、保曆間記に左の如く記されてある。

建久九年ノ冬、右大將殿源朝相模河ノ橋供養ニ出デ還ラセ給フ

右の橋供養とは、橋の落成式に行ふ供養の事であるから、疑もなくこの歳に架けられた事が伺はれる。又稻毛重成が、この橋を架けたものであることは、吾妻鏡に次の如く記されてある。

二月廿八日二年建曆 相模河橋數箇間朽損可レ被レ加ニ修理ニ之由、義村申レ之、如ニ相州、廣元朝臣、義信、有ニ群議、去建久九年重成法師新造レ之、遂ニ供養之日、爲ニ結縁レ之、故將軍家渡御、及ニ還路ニ、有ニ御落馬、不レ經ニ幾程ニ薨給畢。

右の記事に據ると、相模河の橋は、建久九年に稻毛三郎重成が新たに架設したものであることは事實である、さうして、稻毛重成が如何なる理由によりて、これを架けたかといふに、彼が最愛の妻を喪つた追善の爲に架けたものであることは、武藏橋樹郡菅村法泉寺縁起に據りて伺はれる。この縁起に據ると重成は最愛の妻北條氏を喪ひ、痛く悲歎して、やがて薙髮して永眞入道と稱し、この法泉寺を建立し

讀經唱名に餘念がなかつたのであつたが、彼はそれでも尙ほ慊らず、更に企てられたのがこの相模河の橋であつたのである。保曆間記には、建久九年冬としてあるが、この縁起によると同年極月五日としてある。

然るに、其後十五年を経て、建曆二年に至り、三浦義村よりこれを修繕する建議が出たので、同年二月廿八日、鎌倉幕府に於て、北條義時大江廣元等の元老によつて、その相談があつたところが、その時の説に、右大將頼朝は、この橋の歸途落馬しそれが病み付となつて薨去せられ、又、これを架けた稻毛重成は、非命の死を遂げたので、旁々以つて不吉であるから、これを修繕するにも及ばぬとの事であつたので、やがてその趣を將軍實朝に奏上すると、流石は鎌倉の右大臣である、一言の下にこれを退けて、抑々この橋は二所伊豆箱根參詣の要路にも當り、旅客の往來にも便利であると云つて、修繕を命せられたのである。併しこの橋が修繕せられたと云ふことは、記録には其後見えて居らぬのであるが、將軍の命令でもあり、鎌倉全盛の時代であつたのであるから、無論修繕されたものと思はれる。但修繕であるから無論橋板を取り換へた位の事であつて、橋脚迄取り換へたものとは思はれない、それからこの修繕した橋が、何時代まで存在したかは疑問であるが、鎌倉時代の末に至つては、最早この橋は無かつたやうである。太平記に據ると、元弘三年五月廿八日、鎌倉執權北條高時の嫡子相模太郎時が、その家臣の五大院右衛門尉宗繁のために謀られ、鎌倉を逃げ出して、この河を渡らうとして渡守を俟つて居たとこ

ろが、雑兵のために殺された事が記されてある。この事實から考へると、當時既に相模河には橋は無かつたのである。それから南北朝より足利時代になると、世の中は益亂れて戦亂相つゞき、道路橋梁の修理にも遑なく、加ふるに、鎌倉には管領が置かれて、數々官軍に攻められたので、攻守防禦の必要から、寧この河に橋を架ける必要はなかつた事と思はれる。更に降つて、永正の頃になると、高座郡なる大庭城には上杉氏が居り、小田原城には後北條氏が居つたので、この河は二氏勢力範圍の境界線となつたので、軍路上から見ても、この河に橋を架けるが如きことは思はれない。東國紀行に據ると、天文中宗祇がこの河を船で渡つた事が記されてある、寛永中林道春の甲子紀行にも、この河を船渡した事に就いて、左の詩が載せられてある。

昔絶[○]長橋[○]今有[○]舟

舊名不^レ改是相州

立看[○]渡子刺蒿處

河水雖^レ深非^レ急流

又その子の春齋の癸未紀行にも、左の詩がある。

鞍馬肩輿來往舟

相模河在[○]相模州

馮夷不^レ稟重成志

橋絶[○]人亡水自流

右述べ來つた如く、相模河にて建久以前橋を架けた事なく、建久以後一回の修理があつたのみで、其後架けた事が無いとすると、今回震災によりて出現した橋脚は、疑もなく稻毛重成の架けたものであつ

て、史跡として極めて珍無類のものである。建久九年から大正十三年迄七百二十七年の星霜を経過して居るのであるから、一寸考へると、材質も朽腐して居るやうに思はれるが、水中に深く埋没して居つたのであるから、案外能く保存せられ、木質にさしたる變化はない、材は檜であつて香はしないが、現在のものとは餘り變つて見えない。

却説古橋脚の發見せられることは、外國にも往々例のあることで、その一例を挙げると、獨逸國では千八百五十八年ライン河に非常なる減水があつた時、ツールツァツハ附近にて、十二本の材木を水中に發見し、これを調査した所が、古代羅馬の橋脚があつた事が立證せられた。又埃國ドナウ河に於ても、トラヤヌス帝時代の橋脚を水中に發見したさうである、このトラヤヌス帝とは羅馬の皇帝で、西曆紀元後九十八年から百十七年迄治世の人であるから、少くともこの橋脚は千八百年を経過したものである。

日本に於いても、古橋脚を發見してこれを保存した事は、往々記録に見えて居る事であるから、序ながらこの事に就いてざつと記すこととした。古歌に名高い攝津の長柄の橋は、嵯峨天皇の弘仁三年に架けられた橋であるが、其後、或は廢したり或は架けたりしたものであつて、紀貫之か古今集の序にも、長柄の橋も作るなりけりなご記されてある、然るに天曆の歌人であつた藤原清忠の歌に

あしまより見ゆる長柄の橋はしら
むかしをしのふかたみなりけり

とあつてこの頃は、既に橋が廢れて橋脚だけが葦の間に残りて居つたのであるが、その後又再興せられた事が見えて居る。夫から又廢絶して延文五年には僅一本だけ残つて居つたのである、ところかこれ。其後は全く見えなくなつて、その遺跡だけは歌のお蔭で次第に名高くなつたのである。元久元年後鳥羽上皇が、三熊野詣の砌、この遺跡を尋ねられ給ひし結果、遂に長柄の橋脚の斷片を得させ給ひ、これを用ゐて文臺に作らせられた事は、源家長日記に、委しく記されてあるから、参考のため左に抄出することとした。

まことや一とせみくまのまうでの御よろこびに、ながらの御宿につかせ給ふ、略昔のながらのしとかやは、此わたりなりけんかし、たゞ名計を聞召たるに、跡をだにみてしかなとおほしめいたり、いづくをさしてみえんすべきなど、かつはわらひ申あへり、御まへに少將雅經候が、そのはし柱のきればちもちて候ものをと申、京にていそぎ參すべきよし仰あり、たゞし朽ちたる木のはむらに侍り、なにはかりのしるしにかはさともおもひしめすべきなど申あへり、これには此わたりの住人瀧口盛房と申男の傳へ持ちて侍りし也、それか先祖に侍りけるもの、此川の邊をあやしき舟にのりてわたり侍りけるに、舟にこたへてふね動かすかへりければ、人をおろして、水底をさぐらせけるに、ほり出せる也。こまかにみ侍れば、中にくろがねのしんたて、柱のたゞすまるのすがた也。さればよとおもひあはせて、取て今に傳へたりけると申、京へいらせ給ひて、二三日計有りて、此はし柱のきれ參

らすとてそへたる歌。

これぞこのむかしながらのはし柱

君がためとやくちのこりけん

返事せよとて

これまでも道あるみよのふかき江に

のこるもしるきはし柱かな

これを文臺にして和歌所におかる。

右の紀事によつて、後鳥羽上皇が長柄の橋柱を求められた顛末が委しく解るのである。そこで後鳥羽上皇は、これにて文臺を作り、和歌所に置かれ給はつたのである。この事は随分當時に於ては、名高かつた事と見え、定家卿の明月紀元久元年七月十六日の條にも、左の如く記されてある。

ながらの橋之柱○所朽
殘云々木被_レ作_二文臺_一、是院御物也、今日一座退下、即改始被_レ出_二和歌所_一。

右の如く長柄の橋脚は、後鳥羽上皇によつて文臺に作られ、世間に紹介せられ、著名となつたので、今日に至つても玩古家の間には、往々長柄の橋材の断片を持ち傳へたものがあることを見うけるのである。

其後、橋脚について知られたのは、大田道灌の架けた隅田川の橋脚である、隅田川の橋は、文明の頃

架けられたものであることは、僧萬里の梅花無盡藏に次の如く記されてある。

隅田在武藏下總兩國之間、路傍小塚有柳、道灌公爲攻下總之千葉構長橋三條。

この橋脚は、徳川時代の末迄残つて居つて、時々この川を航行するものが、その杭に觸れるので寛政の頃坂田某といふもの、これを抜き取つたのである、この時橋脚とともに手違てちがひといふ鋸かすがひを掘り出したさうである。其時坂田は、鋸を向島の神社に納めて寶物としたさうであるが、手違は縁起が悪いといふので、誰も見るものもなかつたのであつたか、橋脚はこれを其時の文士であつた屋代弘賢に贈つたところが、弘賢は元久の故事に因んだのであつたが、これを以て文臺を作つて同人間に羨まれたさうである。右述べた如く區々たる橋脚の斷片ですら、古人は非常なる愛執の念を以てこれを保存し、又これを觀賞したのである。今回發見されたこの相模河の橋脚は、實に七百餘年の舊物であつて、その橋上には親しく歴史上名高き英雄の足跡を印したものであつて、これを史跡の上より見ても、見學の上より見ても、又土木學の上より見るも、必要なる参考となるべきであるから、一日も早く適當の所置を取つて、これか保存の道を講じたいのである。（完）

新 年 言 志

願て咲く花待ち遠し雪の春 坪谷水哉